

佐賀清和高等学校 部活動に係る活動方針

1. 基本方針

- ①部活動は学校教育の一環として実施する。
- ②部活動は、生徒の自主的な参加によって行われる活動であり、競技力を向上させるだけでなく、生徒どうしや生徒と指導者との人間関係を構築するなかで、豊かな人間性を育むことに教育的な意義がある。

2. 適切な運営のための体制整備

A 校長の役割

- ①校長は、円滑に部活動を実施できるよう適切な数の部を設置する。
- ②校長は、各部活動の活動内容を把握し、生徒及び部活動顧問の負担が過度とならないよう適宜指導・是正をおこなう。
- ③校長及び部活動顧問は、生徒の心身の健康管理、事故防止、体罰・ハラスメントの根絶を徹底する。

B 顧問の役割

- ①部活動顧問は、年間の活動計画と活動実績を作成し、校長に提出する。
- ②部活動顧問は、生徒の心身の健康、学習時間の確保、進路実現に向けての各種検定等の受験を考慮して活動計画を作成する。
- ③部活動顧問は、生徒・保護者に活動目標、指導の方針、活動計画等を示す。
- ④部活動顧問は、各競技の特性を踏まえた科学的な指導法を積極的に導入し、生徒の発達段階に応じた合理的で効果的な活動を実践する。
- ⑤部活動顧問は、生徒の心身の健康管理、事故防止、体罰・ハラスメントの根絶を徹底する。

C 活動時間

- ①平日の授業日は、活動時間を19:30までの概ね3時間、20:00までに下校を完了する。土曜日など午前中で学校行事が終了する場合は活動時間を17:00までの概ね4時間を限度とする。
- ②休業日の活動時間は、午前か午後の概ね4時間を限度とする。なお大会や合同練習等で終日活動となる場合は、翌日を休養日とすることが望ましい。

D 休養日

- ①学期中は、平日のうち週1日を休養日とする。
- ②学期中の土曜日・日曜日が連続して休業日となる場合は、いずれか1日を休養日とする。ただし、土曜日・日曜日ともに大会出場等で活動した場合は、休養日を振り替える。
- ③長期休業中の休養日も学期中に準じるが、連続した休養日を適切に設ける。

E その他

- ①公式大会前1か月の練習時間・休養日について、上記原則にどうしても変更が必要な場合は、校長の許可を要する。
- ②県から強化拠点に指定されている運動部活動についても上記を原則とするが、強化合宿への参加等にあたり、休養日等の変更が必要な場合は、校長の許可を要する。